

# 柿の木オーナーを募集します

神話のふるさと御所市は、甘柿の原種「御所(ごしょ)柿」発祥の地でもあり、美味しい柿のふるさととして東京市場へ柿を出荷しています。

この度、余暇を活用して御所を訪れ、御所の自然を満喫して、自分が手入れをした柿の木から果実を収穫できる「柿の木オーナー」を募集します。オーナー同士や地元生産者との交流の機会も計画しています。この制度を利用して、柿の栽培技術を習得してみませんか？

☆柿園地＝奈良県御所市船路14-1他2筆  
成木(甘柿)15本

☆内容＝柿の成木(1本/口)のオーナーとして、摘蕾、摘果などの基幹作業に参加し収穫物はオーナーが持ち帰り出来ます。作業適期や行事開催日については連絡します。

柿園地までの交通費は各自ご負担下さい。

その他「御所市柿オーナー制度開設規約」によります。

☆利用料＝15,000円/口(募集口数：15口)  
(柿は、最低15kgを保証)

☆対象＝柿に興味のある方  
栽培技術を習得されたい方

☆利用期間

◇H24年3月～11月30日

☆募集期間

◇H24年1月4日

～2月29日

☆申し込み＝「利用申込書」に必要事項を記入の上、下記まで郵送又はFAXにて。応募者多数の場合は抽選とします。申込用紙は裏面です。

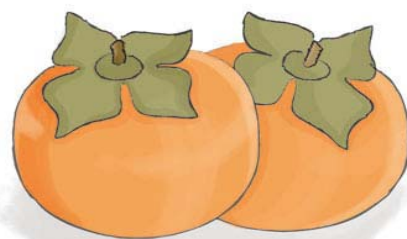
## お問い合わせ先

御所市役所農林課 農政係  
奈良県御所市1番地の3  
TEL:0745-62-3001 内線 614  
FAX:0745-62-5425

(月～金 9時～17時)

奈良県農業協同組合御所営農経済センター  
TEL:0745-66-1235 FAX:0745-66-1930

(無休 9時～17時)



様式1

## 御所・柿の木オーナー申込書兼誓約書

1. 柿栽培経験有無 有・無
2. イベント時に参加予定人数 人 (但し1口最大5名まで)
3. 利用者心得(禁止事項)
  - 第3者へ転貸し。
  - 第3者へ権利譲渡。
  - 目的外利用。
  - 迷惑行為。
  - 管理上支障がある場合。

私は、上記の利用者心得を厳守することを承諾し、利用の申し込みを致します。

平成 年 月 日

利用申込者

住所

氏名

印

TEL

御所市柿産地協議会 殿

---

### \*注意事項

- お支払い頂いた会費は、特別な事情がある場合を除き、返金致しません。
- その年の天候により、イベント等の開催予定が変更・中止になることがあります。開催予定の変更・中止になる場合は、事前にお知らせいたします。
- 主催者に過失があると認められる場合を除き、イベント等開催中及び開催前後の盗難や事故、ケガへの責任はおいかねます。
- 開催地までは、各自でお越してください。